

## 特定証券情報

### 【表紙】

【公表書類】	特定証券情報
【公表日】	2021年6月25日
【発行者の名称】	株式会社アーバンライク (URBAN LIKE INC.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 悟
【本店の所在の場所】	熊本県荒尾市万田1597番地2
【電話番号】	0968-64-3011
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 末政 道人
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価額の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 199,200,000円 以内 (注) 発行価額の総額は公表日現在における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2021年7月28日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。上場に際しては、「第一部【証券情報】の第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社アーバンライク

<https://www.urban-like.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

### 【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

5 当社の担当J-Adviserである株式会社日本M&Aセンターは、2021年6月24日の定時株主総会決議に基づき、会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更を行い、2021年10月1日を効力発生日として、商号を「株式会社日本M&Aセンターホールディングス」に変更するとともに、吸収分割の方式により100%子会社である「株式会社日本M&Aセンター分割準備会社」（同日付で「株式会社日本M&Aセンター」に商号変更予定。以下、便宜上「新JMAC社」といいます）に全事業を承継させる

旨を公表しております。

J-Adviser業務についても、本吸収分割後は新JMAC社に承継され、実態は何も変わらないとされており、当社といたしましても、形式上は新JMAC社が担当J-Adviserとなる見込みではありますが、実態としては株式会社日本M&AセンターのJ-Adviser業務の体制に変化があるものではなく、新JMAC社を担当J-Adviserとして指定する予定です。

## 第一部【証券情報】

### 第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

#### 1【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	20,000株以内 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2021年6月25日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については当該発行数を上限とし、実際に2021年7月15日から2021年7月19日までを予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。

3. 当社は2021年6月25日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条2項に規定する振替機関をいう。以下同じ）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

##### (1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

2021年7月14日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得誘致（以下「本取得勧誘」という）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたってはリーディング証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行う予定です。

形態	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当による特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘	20,000	199,200,000	99,600,000
計（総発行株式）	20,000	199,200,000	99,600,000

##### (2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	未定 (注) 4	100	2021年7月15日(木) ～2021年7月19日(月)	2021年7月27日(火)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりです。

「発行価格」：本取得誘致に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たりの払込金額

- 「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額
2. 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。発行価格は、2021年7月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2021年7月14日に決定する予定であります。また当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。
  3. 発行価額は、2021年7月8日開催の取締役会において決定する予定であります。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
  4. 資本組入額については、当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、2021年7月14日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
  5. 申込みに先立ち、2021年7月9日から2021年7月13日までの間でブックランナーであるリーディング証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるリーディング証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。
  6. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みに係る書類を提出することとし、2021年7月27日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
  7. 株式受渡期日は、2021年7月28日（以下「上場日」という）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

### (3) 【申込取扱場所】

申込取扱場所	所在地
株式会社アーバンライク	熊本県荒尾市万田1597番地2

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
西日本シティ銀行 大牟田支店	福岡県大牟田市旭町1丁目1番地7

### 3 【株式の引受け】

本取得勧誘において、株式の引受けは実施いたしません。

### 4 【新規発行新株予約権証券】

#### (1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
199,200,000	7,000,000	192,200,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格(9,960円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

新規発行等の手取金である差引手取概算額192,200千円は、新規拠点開設、人材採用、不動産の取得に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定
新規拠点開設	15,000	2022年10月期
人材採用	15,000	2022年10月期
不動産の取得	162,200	2022年10月期
計	192,200	2022年10月期

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

1. TOKYO PRO Marketへの上場について

当社は、前記「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における当社普通株式について、株式会社日本M&Aセンターを担当J-Adviserに指定し、2021年7月28日にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。



## 第二部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期
決算年月		2018年10月	2019年10月	2020年10月
売上高	(千円)	—	2,179,143	2,541,133
経常利益	(千円)	—	95,423	71,240
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	—	66,728	52,980
包括利益	(千円)	—	66,728	52,980
純資産額	(千円)	—	194,604	247,585
総資産額	(千円)	—	1,119,529	1,291,238
1株当たり純資産額	(円)	—	973.02	1,237.93
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益	(円)	—	333.64	264.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	17.4	19.2
自己資本利益率	(%)	—	34.3	24.0
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	65,711	△108,875
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△52,936	△73,882
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△36,893	258,270
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	—	253,973	329,485
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	— 〔—〕	42 〔2〕	52 〔3〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。  
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当をおこなっていないため記載しておりません。  
5. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前の連結経営指標等については記載しておりません。  
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

- ります。
7. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第13期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）の連結財務諸表について監査法人ハイビスカスの監査を受けておりますが、第12期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
  8. 2021年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 2 【沿革】

当社は2008年2月に「住宅業界の常識を変える」という想いで福岡県大牟田市において、住宅事業を目的とする会社として現在の株式会社アーバンライクの前身であるアーバンホーム株式会社を設立いたしました。

2019年2月には家造りに留まらず、住宅や建築用地といった不動産を軸とした理想以上の暮らしを提供するライフスタイル創造企業となるべく株式会社アーバンライクに社名変更いたしました。

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は次のとおりです。

年 月	概 要
2008年2月	住宅事業を目的として、福岡県大牟田市にてアーバンホーム株式会社（資本金300万円）を設立。
2011年6月	現本社社屋（熊本県荒尾市）へ移転。
2013年6月	熊本県玉名市に玉名営業所（現玉名店）を開設。
2015年8月	福岡県柳川市に柳川ショールーム（現柳川店）を開設。
2016年11月	エクステリア事業を目的として、100%子会社の株式会社CENO設立。
2017年6月	熊本県熊本市中央区に熊本平成店を開設。
2018年4月	沖縄県豊見城市に豊見城店を開設。
2019年2月	株式会社アーバンライクに商号変更。
2019年11月	住宅事業部をアーバンホーム事業部、琉球アーバンホーム事業部に分離。
2020年5月	アーバンホーム事業部より不動産事業部を分離し設置。
2020年11月	佐賀県佐賀市に佐賀店を開設。
2021年2月	熊本県熊本市北区に熊本北部店を開設。
2021年5月	福岡県福岡市中央区に福岡本社開設。
2021年5月	熊本県熊本市中央区に不動産事業部Livment熊本新屋敷店を開設。

### 3 【事業の内容】

当社グループは当社及び連結子会社1社（株式会社CENO）で構成されており、「理想以上の暮らしを舞台に、人々の素敵なドラマを作る」という企業理念のもと、主に住宅事業、不動産事業を展開しております。当社及び連結子会社の主な事業及びセグメントとの関係は次のとおりであります。なお、以下に示す区分はセグメントと同一の区分であります。

#### （1）住宅事業

住宅事業は主に、注文住宅の建築を請負う事業であり、当社とお客様との間で戸建住宅の工事請負契約を締結し、設計及び施工管理を行う業務であります。なお、各種施工に関しては、協力業者に委託しております。

当社の注文住宅はセミオーダー住宅であり、よりクオリティの高いライフスタイルを実現するための商品「URBAN STAGE」と、手に届きやすい価格帯で自由設計の提供を実現可能としたミドルスペック商品「Fit」の2商品を提供しております。

セミオーダー住宅とは、お客様から部屋数や外観イメージなど要望をヒアリングし、一から間取りを作成します。フルオーダー住宅と異なり、当社で厳選した建具やフロー材、水回り設備、外壁材、柱などを使用いたしますが、それらは定期的に見直しを行うことでその時代に合ったものを提供しております。また、設計の自由度よりも手軽さや価格を選好されるお客様向けに、2019年11月より、あらかじめ自社で用意したデザイン性に特化した間取りや水回り設備など、好みのものを組み合わせて決めていく規格住宅「HOMA」の販売を開始しました。「HOMA」に関しては、一般住宅のほかに建売住宅の委託建築を請負う際や戸建ての賃貸住宅の建築を希望される方にも提案しております。2020年5月には、新型コロナウイルス感染症による外出自粛ムードが高まる中、自宅でもリゾート地にいるかのような非日常が味わえる「リゾートスタイル」の販売を開始しております。

集客に関しては、WEBマーケティングによるインターネット経由での来店予約や、熊本県熊本市北区にあるモデルルームへの来場、「完成見学会」や「お宅訪問制度」を活用しております。「完成見学会」とは、実際に当社で建築したお客様のお引渡し前の住宅を一週間から一か月程度当社で使用させていただき、住宅の購入を検討しているお客様に実際の生活目線で体感していただくイベントです。また、「お宅訪問制度」とは、当社で建築した住宅に実際住んでいらっしゃるオーナー様のご自宅を見学いただくイベントです。



### 【商品名とその特徴】

商品名	特徴
URBAN STAGE	設立当初よりの主力商品であり、自由設計をはじめ、当社が厳選したハイレベルな設備や建具など使用したプレミアム商品であります。
Fit	お客様のライフスタイルに合わせた間取りを一から設計する注文住宅商品ですが「リーズナブルな価格で提案することができるミドルスペック商品であります。
HOMA（注1）	「高いデザイン性と暮らしやすさを両立」をコンセプトに断熱や制震、換気システムをはじめとする、こだわりの標準機能を装備。規格住宅ならではの低価格と高いデザイン性に特化した商品であります。
リゾートスタイル	「人をダメにする家」というコンセプトをもとに、住まいに「リゾート空間」を取り入れ、外出しなくても自宅で非日常的なリゾート気分を味わえる商品であります。

注1 HOMAとは、株式会社ナックが2018年に発表した一級建築士の資格を持った建築家が設計、デザインに特化した間取りや外観集を使用することができる規格住宅向けの商品であり、株式会社ナックの登録商標であります。

### （2）不動産事業

不動産事業は、不動産事業部(通称Livment)にて、土地の分譲販売、建売住宅の販売、不動産売買仲介等を行っております。

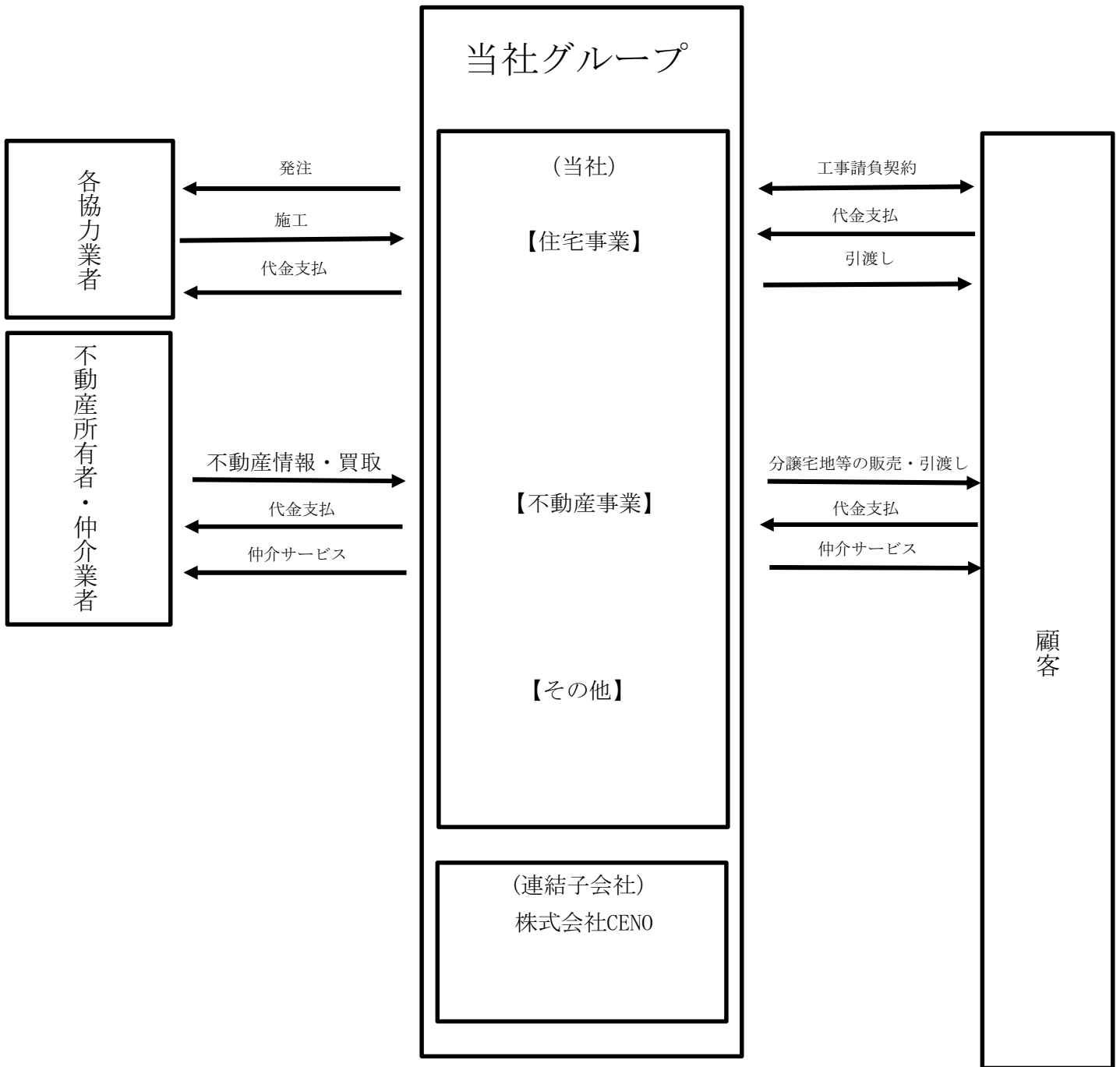
土地の分譲販売においては、土地の仕入、調査・査定、造成工事の手配から、販売、在庫管理に至るまでを一貫して行っており、土地の仕入については、地場不動産業者、金融機関、取引会社などから情報を得るなど、仕入ルートの多角化と安定化を図り、地域ごとに偏りのない土地仕入が行われるよう努めております。

また、建売住宅については、住宅事業で培ったノウハウや設計力を活かし、敷地に合わせて当社が一から間取りを作成するとともに、内装のコーディネート、ハイグレードな設備、街並みづくりや配棟計画にもこだわった建売住宅を販売しております。

### （3）その他

当社にてコンテナの販売、オフィスリノベーション等、子会社である株式会社CENOにて住宅の外部である玄関アプローチやカーポート、フェンスをはじめ、庭などのガーデニングスペースを装飾するデザイン設計・施工等を行っております。

【事業系統図】



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又 は被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 CENO	熊本県荒尾市	5,000	その他	100.0	営業上の取引 管理業務受託

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2021年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅事業	49 [4]
不動産事業	3 [—]
その他	5 [1]
全社(共通)	8 [1]
合計	65 [6]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を [ ] 外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部及び経営企画部の人数であります。

##### (2) 発行者の状況

2021年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
60 [5]	33.2歳	2.08年	4,679

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅事業	49 [4]
不動産事業	3 [—]
全社(共通)	8 [1]
合計	60 [5]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を [ ] 外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は管理部及び経営企画部の人員数であります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第13期連結会計年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用情勢・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復基調が続いておりましたが、2020年2月中旬からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により企業活動が制約を受けた影響で、輸出業や製造業を中心に減速が始まっており、今後の景気の先行きは不透明な状態となっております。世界経済においては、米中貿易摩擦に改善の兆候はなく、長期化は避けられない状況に加え、同感染症の世界規模での感染拡大により、企業活動に影響を受けており、景気の悪化は避けられない状況となっております。

住宅業界におきましては、新設住宅建設着工数は弱含みで推移しております。国土交通省公表の全国の新設住宅着工数（持家）によると、2019年11月度は前年同月比で7.3%減、同年12月度は前年同月比で8.7%減、2020年1月度は前年同月比で13.8%減、同年2月度は前年同月比で11.1%減、同年3月度は前年同月比で0.3%減、同年4月度は前年同月比で17.4%減という推移となりました。同様に当社の主要販売エリアとなる九州地区においては、2019年11月度は前年同月比で8.6%減、同年12月度は前年同月比で1%減、2020年1月度は前年同月比で14.6%減、同年2月度は前年同月比で9.5%減、同年3月度は前年同月比で4.4%減、同年4月度は前年同月比で22.4%減となりました。更に、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、協力会社からの部品供給に遅延が生じるなど、住宅業界に大きな影響を与えることとなりました。

このような経営環境下で当社グループでは、規格住宅「HOMA」や「リゾートスタイル」の販売開始、システムエンジニアやwebデザイナーを雇用し、webからの集客を強化するためホームページの改善や、ランディングページ制作に取り組み、収益向上に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は新規獲得顧客数の増加や、琉球アーバンホーム事業部の人員を増員したことなどにより、売上高は2,541,133千円（前年同期比16.6%増）となりました。一方、翌期以降の拠点展開を見越した人員の増加に伴って人件費が増加したことなどにより営業利益は68,729千円（前年同期比19.4%減）、経常利益は71,240千円（前年同期比25.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は52,980千円（前年同期比20.6%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### (住宅事業)

住宅事業におきましては、Web集客の強化や規格住宅の販売により、受注率向上に注力してまいりましたが、他方で、新型コロナウイルス感染症の拡大による販売機会減少の影響もありました。これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,228,389千円（前年同期比9.2%増）、セグメント利益は245,226千円（前年同期比0.4%減）となりました。

#### (不動産事業)

不動産事業におきましては、「Livment」という名称で事業部を立上げ、宅地分譲、仲介や自社分譲地にて建売を開始しました。また、プロモーション活動としてはSNSを活用したプロモーション活動や、Livment独自のLINE公式アカウントを作成し、売地に設置している看板にQRコードを記載しそ

の場で価格・面積等の詳細が分かるようにするなど集客に注力をおこなって参りました。この結果、当連結会計年度における売上高は238,707千円（前年同期比245.0%増）、セグメント利益は22,266千円（前年同期比785.0%増）となりました。

（その他）

その他におきましては、子会社である株式会社CENOでは不足している左官を補うため、左官経験者を雇用し左官不足という問題を解消いたしました。また住宅事業部と連携を図り玉名店や柳川店で工事請負契約を締結して頂いた全てのオーナー様へエクステリアのプランニングを行い、受注及び売上向上、運営の充実に注力いたしました。

また、沖縄県にてコンテナを使用した宿泊施設の建設や、熊本県にて飲食店の店舗改装工事を行い、売上向上に注力いたしました。この結果、当事業における売上高は77,445千円（前年同期比11.0%増）、セグメント損失は7,098千円（前年同期は6,546千円のセグメント損失）となりました。

## （2）キャッシュ・フローの状況

第13期連結会計年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、329,485千円と前連結会計年度末と比べ75,512千円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は108,875千円（前年同期は65,711千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益73,927千円を計上したものの、たな卸資産の増加額47,053千円及び未成工事受入金の減少額174,048千円があったこと等によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は73,882千円（前年同期は52,936千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出74,285千円等によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は258,270千円（前年同期は36,893千円の使用）となりました。これは主に、短期借入金の減少14,900千円及び、長期借入金の返済による支出211,616千円があった一方、長期借入れによる収入490,000千円があったこと等によるものです。



## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループが営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
住宅事業	2,728,130	+83.2	2,034,552	+42.6
その他	82,812	+9.8	15,625	+55.4
合計	2,810,943	+79.7	2,050,179	+42.7

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
3. 不動産事業は受注活動を行っていないため記載しておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
住宅事業(千円)	2,228,389	+9.2
不動産事業(千円)	238,707	+245.0
その他(千円)	74,036	+6.1
合計	2,541,133	+16.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
3. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社を取り巻く環境は、諸外国の通商問題及び、英国EU離脱による欧州経済への影響、さらには新型コロナウイルス感染症の長期化など、先行き不透明感が増しています。また、国内においては消費税率引上げ後の消費者マインドの動向が住宅市場に与える影響に留意が必要な状況です。今後の事業拡大のため、当社が対処すべき課題は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応

当社は、感染の拡大予防に向けた施策を当社グループ一丸となって実行してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響に対し、政府の緊急経済対策などによる下支えは期待されるものの、国内外の感染症収束の見通しは立っておらず、様々な場面においてあらゆる活動が制約され、依然として景気の先行きの見通しは厳しい状況が続いております。

当社といたしましても、感染症の影響による事業活動の制限や、業績の減速、個人消費意欲の減退等が懸念され、当面の見通しは極めて不透明ではありますが、お客様・お取引先や当社グループの従業員とその家族の安全確保を最優先とし、感染予防の徹底を目的として、リモートを使用した非対面での商談や、完全予約制での完成見学会実施により他のお客様との接触を避けるなど、環境変化に柔軟に対応してまいります。

#### (2) 人材確保及び人材育成について

当社にとって最大の資産は、当社の保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保し、育成していくことが極めて重要であると考えております。

今後、研修・育成の充実に取り組み、組織を構成する一人一人の業務に対するレベルアップを図ると共に、当社の理念及び役職者の行動規範を理解した責任ある人材の育成を行ってまいります。

#### (3) 新規エリアへの出店

当社の持続的な成長を達成するためには、各事業に関する需要の多い地域で効率的な店舗展開を行うことが重要な戦略であると考えております。

具体的には、新しいエリアへ進出する際は、現在行っている事業の中からどの事業が最適かを検討しつつ、都心部ではなく競合の少ない郊外地域へ出店を行います。商圈エリアを最長で1時間以内に設定して、お客様からメンテナンス依頼などの連絡があった際には、すぐに駆け付ける事ができるようにして参ります。そこで確実に実績を上げることにより店舗の継続と信頼を確保することにより、そのエリアに根付いてまいります。

#### (4) 新規事業への取り組み

当社は、『理想以上の暮らしを舞台に人々の素敵な「ドラマ」を作る』という経営理念を掲げており、住宅事業を主力事業と位置付け、暮らしに関連した事業を行っております。今後は、外部環境の変化を

踏まえた成長分野への新規参入を図ることにより、効率的な事業ポートフォリオを構築することを目指しております。今後も、成長機会に対して適切に経営資源の配分を行い、新たな事業への取り組みを積極的に進めてまいります。

#### (5) 競争力の強化

当社では、専属のシステムエンジニアとwebデザイナーを雇用し、ネットでの反響・集客の強化とお客様の利便性の向上、社内の生産性の向上を目指しております。また、新型コロナウイルス感染症の広まりに伴い浸透したオンラインサービスへのニーズの高まりに対しても、オンライン接客・内見、ITを活用した重要事項説明、工事請負契約の電子化等のサービスを全店で導入しており、その利用度を高めることで対処を進めてまいります。そして、その地域に根ざした豊かな地域情報を提供することでお客様の新生活をよりリアルにイメージできるようにし、お客様満足度の向上を図ってまいります。

#### (6) コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るために、経営の健全性、透明性及び客観性が重要であり、取締役会による業務執行の監督と監査役による経営監視体制を構築し、今後も、経営トップからのメッセージ発信、コンプライアンス教育の強化並びに内部通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスと内部管理体制のさらなる強化に努めてまいります。

### 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大を抑制するため、様々な業種での活動制限を余儀なくされることから、消費マインドの低下による景気的大幅な悪化により、住宅市場におきましても、完成見学会を中心とする営業活動全般、ご契約後の個別打ち合わせなど、慎重な対応が求められること等により、商談の長期化等様々な事象から、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 建設資材及び労務単価の高騰について

建設資材価格や労務単価は、建設工事において受注から完工までの期間が、一般的に長期に及ぶことが多いことから、その間に想定外に価格が高騰する可能性があります。これら建設資材や労務単価の高騰は工費の増加だけではなく、納期の遅れや職人不足による工期への影響も考えられます。価格高騰に

対しては、当社は外注先・資材の仕入先を複数確保し、価格の抑制に努めております。しかしながら、予想を超えて急激に価格が高騰した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 天候不順による影響について

天候不順による影響を受け、大規模な自然災害が発生した場合、建築中の建物の工事進捗状況によっては、完成引渡時期が遅延する可能性があるほか、販売中の住宅用地やその周辺環境の状況によっては、販売活動におけるリスク要因となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 施工物等の瑕疵に対するリスクについて

当社グループでは、施工管理担当が現場管理を行うとともに、発注・施工管理クラウドシステムを活用し、各施工の進捗状況の画像をアップするなど、工事品質の管理体制を強化しております。しかしながら、提供する施工物及びその他製品について重要な瑕疵が発生した場合当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

当社グループの属する住宅業界は、建築基準法、都市計画法、建設業法、宅地建物取引業法その他の法令により法的規制を受けております。当社では、法的規制を遵守するためにコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス推進体制を強化しており、現時点において当該許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、将来において、これらの規制の改廃や新たな法的規制が設けられる場合、若しくは法令違反の生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法令等	免許・許可等	有効期限	取消条件
建設業法	一般建築業の許可 熊本県知事許可（般 - 28） 第17117号	2016年10月1日から 2021年9月30日まで	建設業法第29条
建築士法	二級建築士事務所登録 熊本県知事登録 第5048号	2018年1月21日から 2023年1月20日まで	建築士法第26条
宅地建物取引業法	宅地建物取引業者免許 熊本県知事（2）第4892号	2016年10月1日から 2021年9月30日まで	宅地建物取引業法第66条

(6) 人材確保について

当社グループは持続的な成長を実現するためには、優秀な人材を十分に確保し、育成することが重要であると考えております。しかしながら、当社が求める優秀な人材を計画通りに確保できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当連結会計年度末現在において、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については、現時点において未定であります。

#### (8) 関連当事者取引について

当社は、「第6【経理の状況】【関連当事者情報】」に記載のとおり、金融機関からの借入及び不動産・複合機等の賃貸借契約について、当社代表取締役社長吉野悟からの債務保証を受けております。これらの債務保証については、上場予定日までの解消を予定しておりますが、不動産賃貸借契約の一部については、上場後も継続する可能性があります。

#### (9) 特定人物への依存

当社代表取締役社長である吉野悟は、最高経営責任者として経営方針や戦略の決定、事業推進において重要な役割を果たしております。

当社では、各事業担当取締役及び部門長を配置し、各々が参加する定期的な会議体にて、意見等の吸い上げや情報共有などを積極的に進めております。また、適宜権限の委譲も行い、同氏に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により同氏に不測の事態が生じた場合、又は同氏が退任するような事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 訴訟に関するリスクについて

当社グループでは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループの販売する住宅、不動産において、瑕疵等の発生、または工事期間中における近隣からの様々なクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。当社では、施工に関するお客様の満足度を高めるために徹底した品質管理に努めておりますが、重大な訴訟等が発生した場合には、当該状況に対応するために多額の費用が発生するとともに、当社グループの信用を大きく毀損することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 有利子負債への依存

当社グループでは、販売用不動産の取得・造成・開発をはじめ、建物建設に必要な資金等について一部の資金を、主に金融機関からの借入金により調達しております。当連結会計年度末において、当社グループの有利子負債残高は519,759千円となり、総資産に占める有利子負債の割合は40.3%と高い水準にあることから、現行の金利水準が大幅に変動し、支払利息の負担が増加した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 個人情報漏洩について

当社グループは、住宅事業や不動産事業等を行っていることから、取引先や顧客等の個人情報を保有しております。これらの情報管理については、個人情報管理規程の制定、システムセキュリティ対策の実施等により、漏洩防止に努めております。しかしながら、万一、個人情報が外部に漏洩した場合には、信用の失墜や損害賠償等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (13) 用地仕入れについて

当社グループの不動産事業においては、土地の販売がメインの収益事業であり、販売中の土地在庫を一定数以上確保することが事業の前提となります。そのため立地条件に恵まれた用地の仕入れが困難になる場合、また調査したにも関わらず周辺の仕入れ相場よりも高価格で土地を購入した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場予定企業です。

当社は、2019年7月31日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場

合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続

について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合、当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
  - (b) 前aの (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

#### ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）



- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2非上場会社を子会社とする株式交付、ii会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii非上場会社からの事業の譲受け、iv会社分割による他の者への事業の承継、v他の者への事業の譲渡、vi非上場会社との業務上の提携、vii第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viiiその他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関の不当な制限

甲が発行する株式が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株式の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株式総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙は若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日（2021年6月25日）現在において当社グループが判断したものであります。

### （1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1.【連結財務諸表等】（1）【連結財務諸表】【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

また、この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### （2）財政状態の分析

#### （流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は992,843千円（前連結会計年度末は926,179千円）となり66,663千円増加しました。現金及び預金が75,512千円増加、販売用不動産が85,930千円増加した一方で、未成工事支出金が85,979千円減少したことが主な要因であります。

#### （固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は298,395千円（前連結会計年度末は193,349千円）となり105,046千円増加しました。建物及び構築物が55,442千円増加、建設仮勘定が31,406千円増加したことが主な要因であります。

#### （流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は620,542千円（前連結会計年度末は758,644千円）となり138,102千円減少しました。未成工事受入金が174,048千円減少したことが主な要因であります。

#### （固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は423,111千円（前連結会計年度末は166,279千円）となり256,831千円増加しました。長期借入金が239,865千円増加したことが主な要因であります。

#### （純資産）

当連結会計年度における純資産の残高は247,585千円（前連結会計年度末は194,604千円）となり、52,980千円増加しました。これは利益剰余金が52,980千円増加したことが主な要因であります。

### （3）経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

### （4）経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2021年7月28日)から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、本社社屋改装工事などにより総額126,285千円の設備投資を実施しております。なお、当連結会計年度において、重要な除却又は売却等はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

#### (1) 発行者

2020年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員 数(名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 ㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (熊本県 荒尾市)	全社	本社 営業所	83,611	4,265	16,682 (1,327. 98)	2,909	8,949	116,418	13 (1)
玉名店 (熊本県 玉名市)	住宅 事業	営業所	—	138	— (—)	—	195	333	11 (1)
柳川店 (福岡県 柳川市)	住宅 事業	営業所 ショールーム	5,374	147	— (—)	—	407	5,930	13
熊本平成 店 (熊本市 中央区)	住宅 事業	営業所	2,419	61	— (—)	—	1,027	3,507	7 (1)
琉球アー バンホーム (沖縄県 浦添市)	住宅 事業	営業所	—	224	38,757 (551.00 )	—	624	39,607	4

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品およびソフトウェアの合計であります。  
 4. 従業員数の( )は臨時従業員数を外書きにしております。  
 5. 上記の他、営業所店舗を賃借しており、年間の賃借料は、15,360千円であります。

#### (2) 国内子会社

2020年10月31日現在

会社名	事業所 名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員 数 (名)
				建物 及び構築 物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 ㎡)	リース資 産	その他	合計	
(株) CENO	熊本 県荒 尾市	その 他	事務 所	682	416	— (—)	—	596	1,695	4

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品およびソフトウェアの合計であります。  
 4. 従業員数の( )は臨時従業員数を外書きにしております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

2021年4月30日

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
発行者	Livment熊本新屋敷店 (熊本県熊本市)	不動産事業	営業所	6,000	—	自己資金	2021年4月	2021年5月	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	発行数(株) (2021年5月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	非上場	単元株式数 100株
計	800,000	600,000	200,000	—	—

- (注) 1. 2021年3月12日の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。
2. 2021年3月12日の取締役会決議により、定款変更が行われ、2021年4月1日付で発行可能株式総数は798,000株増加し800,000株となっております。
3. 2021年4月19日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年4月19日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 第1回新株予約権 (2021年1月29日 株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2020年10月31日)	公表日の前月末現在 (2021年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	20,000(注)1 (注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,500(注)2 (注)5
新株予約権の行使期間	—	自 2023年1月30日 至 2031年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注)5
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4
--------------------------	---	-------

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、1株とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

### ① 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で、普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}} \\ \frac{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既存発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

③ 上記の①及び②のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

## 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株



予約権の1 個未満の行使はできないものとする。

④ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287 条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

#### 4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1 項第8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

##### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記注1. に準じて決定する。

##### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記注2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される新株予約権1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### ⑥ 新株予約権の行使の条件

上記注3. に準じて決定する。

##### ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得条項

i. 新株予約権が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii. 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii. 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権行使条件の定めにより新株予約権を行使することができなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利行使をすることができなくなった場合、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 2021年3月12日の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日 (注) 1	199,800	200,000	—	10,000	—	—

(注) 1. 株式分割 (1 : 1000) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2021年4月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	4	5	—
所有株式 数 (単元)	—	—	—	900	—	—	1,100	2,000	—
所有株式 数の割合 (%)	—	—	—	45.0	—	—	55.0	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

### 第1回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日（定時株主総会及び取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会となっております。

しかしながら、本書公表日現在において、当社は成長拡大の過程にあるため、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元と繋がると考えております。

将来的には、事業環境、財務状態及び経営成績を勘案しながら、株主への利益還元としての配当を行う方針であります。配当の実施及びその時期については現時点において未定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性7名、女性一名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	吉野 悟	1982年6月8日	2001年8月 2005年6月 2008年2月 2014年4月	個人事業者として、海産物屋、古着屋を設立 株式会社拓建ホーム入社 当社設立 取締役 当社代表取締役（現任）	(注) 2	(注) 4	(注) 5 160,000
取締役	アーバンホーム事業部長	山瀬 倫生	1983年12月24日	2009年10月 2010年5月 2014年6月 2016年12月 2019年1月 2020年11月	株式会社拓建ホーム入社 当社入社 当社執行役員営業部長兼玉名営業所長 当社取締役営業部長 当社取締役本部長 当社取締役アーバンホーム事業部長（現任）	(注) 2	(注) 4	10,000
取締役	琉球アーバンホーム事業部長	川田 悟	1978年12月8日	2007年6月 2010年6月 2014年6月 2016年12月 2020年11月	株式会社福建入社 当社入社 当社執行役員工務部長兼荒尾営業所長 当社取締役工務部長 当社取締役琉球アーバンホーム事業部長（現任）	(注) 2	(注) 4	10,000
取締役	管理部長	坂本 憲洋	1970年9月12日	2012年6月 2015年5月 2019年11月 2021年1月	フィナンシャルブラザJAPAN株式会社入社 当社入社 当社管理部長 取締役管理部長	(注) 2	(注) 4	—
取締役	経営企画部長	末政 道人	1985年3月22日	2008年5月 2013年10月 2017年6月 2019年11月 2021年1月	有限会社白雲社（現株式会社白雲社）入社 当社入社 当社柳川営業所所長 当社経営企画部長 当社取締役経営企画部長（現任）	(注) 2	(注) 4	—
取締役	不動産事業部長	柏 達也	1984年1月25日	2011年7月 2012年12月 2017年11月 2020年5月 2021年1月	有限会社みえ不動産入社 当社入社 当社玉名営業所所長 当社不動産事業部長 当社取締役不動産事業部長（現任）	(注) 2	(注) 4	—
監査役	—	古賀 光雄	1946年12月1日	1969年4月 1975年1月 1978年1月 1984年8月 1988年7月 1995年5月 1997年10月 2012年1月 2012年2月	伏見公認会計士事務所入所 アーンストアンドアーンスト・ジャパン会計事務所入所 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所入所 公認会計士登録 同法人社員 同法人代表社員及びトーマツコンサルティング株式会社（現デロイトトーマツコンサルティング合同会社）代表取締役 トーマツベンチャーサポート株式会社（現デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社）代表取締役 古賀公認会計士事務所設立代表（現任） 古賀マネジメント総研株式会社設立 代表取締役（現任）	(注) 3	(注) 4	—

				2012年3月	株式会社ワールドインテック（現株式会社ワールドホールディングス）社外監査役（現任）			
				2013年8月	株式会社テノ.コーポレーション社外監査役			
				2014年2月	ワールドインテック分割準備株式会社（現株式会社ワールドインテック）社外監査役（現任）			
				2015年12月	株式会社テノ.ホールディングス監査役（現任）			
				2019年6月	当社社外監査役（現任）			
計								180,000

- (注) 1. 監査役 古賀光雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2021年4月19日開催の臨時株主総会終結の時から2022年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2021年4月19日開催の臨時株主総会の時から2024年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2020年10月期における役員報酬の総額は51,450千円を支給しております。
5. 代表取締役社長吉野悟の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社Jobsが所有する90,000株を含んでおります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「理想以上の暮らしを舞台に、人々の素敵なドラマを作る」という経営理念に基づき事業活動を行っており、この経営理念を実現するため経営管理機能の充実と経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質の確立を目指しております。その為には、社会からの信頼を得られる経営管理組織の運用強化が必要であり、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保、企業倫理に根ざした企業活動、経営の透明性の向上などに取り組んでおります。

#### ②コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に規定する取締役会設置会社であり、且つ監査役制度を採用しております。

#### ③会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

##### 1)取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法令及び定款、取締役会規程、経営の基本方針の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監督しております。

##### 2)監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、取締役会に出席し、取締役の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

##### 3)内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が選任した者を内部監査従事者とし、内部監査計画に基づき監査役と連携して本社及び各事業所への内部監査を実施し、代表取締役社長に内部監査の実施状況等の報告を行っております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、必要に応じ改善状況報告書を提出させることとしております。

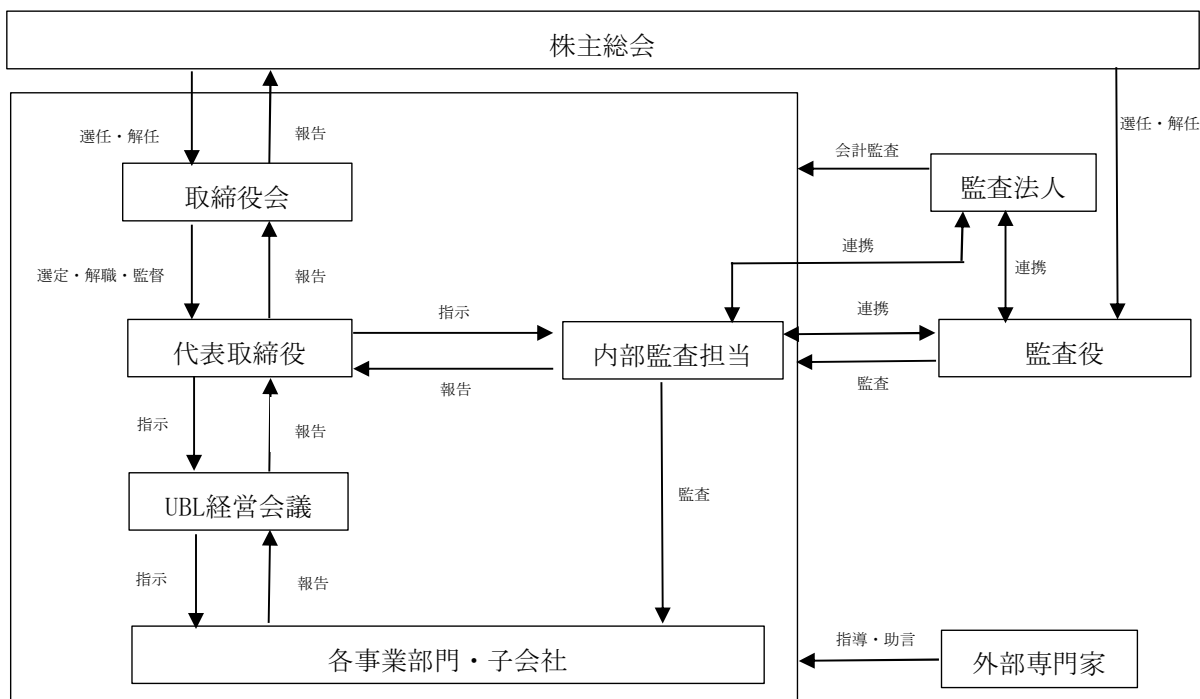
また内部監査従事者は監査役及び監査法人と情報交換を図るなど密接に連携しながら、内部統制機能の充実に努めております。

##### 4)会計監査

当社は監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2020年10月期において監査を執行した公認会計士は堀俊介氏、堀口佳孝氏の2名であり、いずれも継続監査年

数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



#### ④内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

#### ⑤社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役を選任しておらず、社外監査役を1名選任しております。

社外監査役の古賀光雄氏は、公認会計士や上場会社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、そこで培われた知識や見識が当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断し選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係・資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

#### ⑥リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、リスク管理規程、コンプライアンス規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、各種規程に沿った業務を遂行することで社内チェック・牽制機能を働かせております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。



⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	50,250	50,250	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	1,200	1,200	—	—	1

⑧支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫自己株式の取得

当社は、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	6,000	—
連結子会社	—	—
計	6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2019年11月1日から2020年10月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	253,973	329,485
完成工事未収入金	22,110	8,643
販売用不動産	302,233	388,163
未成工事支出金	302,033	216,053
その他	45,829	50,497
流動資産合計	926,179	992,843
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	60,651	120,015
減価償却累計額	△24,005	△27,926
建物及び構築物(純額)	※ 36,646	※ 92,088
機械装置及び運搬具	18,946	21,472
減価償却累計額	△15,146	△16,218
機械装置及び運搬具(純額)	3,799	5,254
土地	※ 50,005	※ 69,200
リース資産	4,456	4,456
減価償却累計額	△804	△1,547
リース資産(純額)	3,652	2,909
建設仮勘定	—	31,406
工具、器具及び備品	8,885	8,718
減価償却累計額	△7,049	△5,005
工具、器具及び備品(純額)	1,835	3,713
有形固定資産合計	95,938	204,571
無形固定資産	11,792	8,088
投資その他の資産		
繰延税金資産	12,104	14,598
その他	75,891	71,136
貸倒引当金	△2,377	—
投資その他の資産合計	85,618	85,735
固定資産合計	193,349	298,395
資産合計	1,119,529	1,291,238

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	153,632	195,477
短期借入金	40,000	25,100
1年内返済予定の長期借入金	※ 54,530	※ 93,049
リース債務	2,188	2,188
未払法人税等	24,909	11,538
未成工事受入金	352,398	178,349
賞与引当金	13,502	25,955
完成工事補償引当金	1,179	3,812
その他	116,303	85,070
流動負債合計	758,644	620,542
固定負債		
長期借入金	※ 154,212	※ 394,077
リース債務	7,533	5,344
資産除去債務	4,534	4,540
その他	—	19,148
固定負債合計	166,279	423,111
負債合計	924,924	1,043,653
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	184,604	237,585
株主資本合計	194,604	247,585
純資産合計	194,604	247,585
負債純資産合計	1,119,529	1,291,238

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
売上高	2,179,143	2,541,133
売上原価	1,730,942	2,060,782
売上総利益	448,201	480,351
販売費及び一般管理費	※1 362,957	※1 411,622
営業利益	85,244	68,729
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	1	0
助成金収入	7,192	1,425
補助金収入	1,585	—
受取給付金	—	4,000
その他	5,812	1,790
営業外収益合計	14,593	7,218
営業外費用		
支払利息	3,985	4,707
その他	429	—
営業外費用合計	4,414	4,707
経常利益	95,423	71,240
特別利益		
固定資産売却益	※2 890	※2 2,780
特別利益合計	890	2,780
特別損失		
固定資産売却損	※3 2,182	—
固定資産除却損	—	※4 92
関係会社株式評価損	3,899	—
その他	740	—
特別損失合計	6,822	92
税金等調整前当期純利益	89,491	73,927
法人税、住民税及び事業税	29,009	23,440
法人税等調整額	△6,247	△2,493
法人税等合計	22,762	20,946
当期純利益	66,728	52,980
親会社株主に帰属する当期純利益	66,728	52,980

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
当期純利益	66,728	52,980
包括利益	66,728	52,980
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	66,728	52,980
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	117,876	127,876	127,876
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		66,728	66,728	66,728
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	66,728	66,728	66,728
当期末残高	10,000	184,604	194,604	194,604

当連結会計年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	10,000	184,604	194,604	194,604
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		52,980	52,980	52,980
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	52,980	52,980	52,980
当期末残高	10,000	237,585	247,585	247,585



## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	89,491	73,927
減価償却費	22,129	19,246
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,133	△2,377
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,863	12,453
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	1,179	2,633
受取利息及び受取配当金	△3	△2
支払利息	3,985	4,707
受取給付金	—	△4,000
補助金収入	△1,585	—
助成金収入	△7,192	△1,425
固定資産売却益	△890	△2,780
固定資産売却損	2,182	—
固定資産除却損	—	92
関係会社株式評価損	3,899	—
売上債権の増減額(△は増加)	△19,352	13,467
たな卸資産の増減額(△は増加)	△71,037	△47,053
仕入債務の増減額(△は減少)	△61,344	41,844
未成工事受入金の増減額(△は減少)	49,792	△174,048
その他	38,283	△9,735
小計	53,533	△73,050
利息及び配当金の受取額	3	2
利息の支払額	△4,132	△4,441
給付金の受取額	—	4,000
補助金の受取額	1,585	—
助成金の受取額	7,192	1,425
法人税等の支払額	△4,416	△36,811
法人税等の還付額	11,948	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	65,711	△108,875
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△40,847	△74,285
有形固定資産の売却による収入	9,197	5,504
無形固定資産の取得による支出	△6,285	△1,650
保険積立金の積立による支出	△1,541	△1,367
保険積立金の解約による収入	—	1,405
敷金及び保証金の差入による支出	△10,547	△1,594
その他	△2,913	△1,896
投資活動によるキャッシュ・フロー	△52,936	△73,882
財務活動によるキャッシュ・フロー		

短期借入金の純増減額（△は減少）	△44,000	△14,900
長期借入れによる収入	105,000	490,000
長期借入金の返済による支出	△95,994	△211,616
リース債務の返済による支出	△1,898	△2,188
割賦債務の返済による支出	—	△3,024
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,893	258,270
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△24,118	75,512
現金及び現金同等物の期首残高	278,091	253,973
現金及び現金同等物の期末残高	※ 253,973	※ 329,485

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社CENO

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において持分法を適用しない関連会社でありましたゼンデザイン株式会社は、清算が終了したため、持分法を適用しない関連会社から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～38年

機械装置及び運搬具 2年～6年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりま

す。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

建築物の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補償費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3 : 取引価格を算定する。

ステップ 4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 10 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症は、当社グループの事業活動に影響を及ぼしておりますが、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難です。このため、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等については、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、その影響が翌連結会計年度以降も限定的であるとの仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

(資産の保有目的の変更)

当連結会計年度において、保有目的の変更により販売用不動産47,599千円を建物及び構築物に振替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
建物及び構築物	13,013千円	27,106千円
土地	10,101千円	10,101千円
計	23,115千円	37,207千円
1年内返済予定の長期借入金	5,994千円	4,329千円
長期借入金	45,206千円	41,210千円
計	51,200千円	45,539千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
役員報酬	39,850千円	56,150千円
給料手当	93,879千円	111,284千円
賞与引当金繰入額	9,507千円	18,631千円
貸倒引当金繰入額	2,377千円	—

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
建物及び構築物	372千円	—
機械装置及び運搬具	317千円	973千円
工具、器具及び備品	—	1,806千円
ソフトウェア	199千円	—
計	890千円	2,780千円

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
建物及び構築物	2,182千円	—

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
機械装置及び運搬具	—	92千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
現金及び預金	253,973千円	329,485千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	253,973千円	329,485千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に当社グループの運営する建物の賃貸借契約によるものであり、信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので10年であります。

完成工事未収入金に係る信用リスクは、「与信管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金に係る信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時、その他適時に契約先の信用状況の把握に努めております。

借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り表を作成し、グループ全体の資金繰り動向を把握・管理しております。また、一部の長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、現状の低い金利水準を鑑み、金利変動リスクを回避するためのデリバティブ取引は利用しておりません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2019年10月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	253,973	253,973	—
(2) 完成工事未収入金	22,110	22,110	—
資産計	276,083	276,083	—
(1) 工事未払金	153,632	153,632	—
(2) 未成工事受入金	352,398	352,398	—
(3) 短期借入金	40,000	40,000	—
(4) 長期借入金（1年内返済 予定を含む）	208,742	209,723	981
負債計	754,773	755,755	981

当連結会計年度（2020年10月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	329,485	329,485	—
(2) 完成工事未収入金	8,643	8,643	—
資産計	338,128	338,128	—
(1) 工事未払金	195,477	195,477	—
(2) 未成工事受入金	178,349	178,349	—
(3) 短期借入金	25,100	25,100	—
(4) 長期借入金（1年内返済 予定を含む）	487,126	486,091	△1,034
負債計	886,052	885,018	△1,034

（注1）金融商品の時価の算定方法

### 資産

（1）現金及び預金、（2）完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

（1）工事未払金、（2）未成工事受入金、（3）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以 内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	253,973	—	—	—
完成工事未収入金	22,110	—	—	—
合計	276,083	—	—	—

当連結会計年度 (2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以 内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	329,485	—	—	—
完成工事未収入金	8,643	—	—	—
合計	338,128	—	—	—

(注3) 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	40,000	—	—	—	—	—
長期借入金	54,530	48,471	46,992	37,189	18,440	3,120
リース債務	2,188	2,188	2,188	2,188	966	—
合計	96,718	50,659	49,180	39,377	19,406	3,120

当連結会計年度 (2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	25,100	—	—	—	—	—
長期借入金	93,049	91,560	81,957	63,732	36,008	120,820
リース債務	2,188	2,188	2,188	966	—	—
合計	120,337	93,748	84,145	64,698	36,008	120,820

(有価証券関係)

関連会社株式

前連結会計年度（2019年10月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（2020年10月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度である中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,455千円、当連結会計年度1,910千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	439	—
賞与引当金	4,625	8,892
完成工事補償引当金	404	1,306
関係会社株式	1,336	—
資産除去債務	1,553	1,555
未払事業税	2,586	1,135
その他	1,906	2,251
繰延税金資産小計	12,852	15,141
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	12,852	15,141
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△747	△542
繰延税金負債合計	△747	△542
繰延税金資産純額	12,104	14,598

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
法定実効税率	34.26%	34.26%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15%	0.05%
住民税均等割等	0.47%	0.57%
所得拡大促進税制税額控除	△5.81%	△5.36%
評価性引当額の増減	△2.05%	—
その他	△1.58%	△1.19%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.44%	28.33%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に7年から10年で見積り、割引率については0.05%から0.17%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
期首残高	4,507	4,534
時の経過による調整額	26	6
期末残高	4,534	4,540

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス提供先別の事業部を置き、事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業部を基礎とした、サービス提供先別の事業セグメントから構成されており、「住宅事業」、「不動産事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

住宅事業           セミオーダー住宅や規格住宅の企画、設計・施工、請負事業  
不動産事業       不動産の分譲、開発、販売、仲介事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	住宅事業	不動産 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,040,184	69,182	2,109,367	69,776	2,179,143	—	2,179,143
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2,040,184	69,182	2,109,367	69,776	2,179,143	—	2,179,143
セグメント利益 又は損失(△)	246,250	2,516	248,766	△6,546	242,219	△156,975	85,244
セグメント資産	394,957	314,835	709,793	58,313	768,106	351,422	1,119,529
その他の項目							
減価償却費	13,893	1,066	14,960	1,576	16,537	5,592	22,129
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	4,850	—	4,850	34,707	39,558	13,767	53,325



- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エクステリア事業及び宿泊事業等が含まれております。
2. 調整額の内容は以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額△156,975千円は各事業セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額351,422千円は各事業セグメントに配分していない全社資産であります。
3. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

当連結会計年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額 (注) 3
	住宅事業	不動産 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,228,389	238,707	2,467,096	74,036	2,541,133	—	2,541,133
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	3,408	3,408	△3,408	—
計	2,228,389	238,707	2,467,096	77,445	2,544,542	△3,408	2,541,133
セグメント利益 又は損失(△)	245,226	22,266	267,493	△7,098	260,394	△191,665	68,729
セグメント資産	339,048	405,749	744,797	108,292	853,090	438,148	1,291,238
その他の項目							
減価償却費	11,054	—	11,054	715	11,769	7,476	19,246
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	30,745	—	30,745	25,896	56,641	24,042	80,683

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エクステリア事業及び宿泊事業等が含まれております。
2. 調整額の内容は以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額△191,665千円はセグメント間取引消去及び各事業セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額438,148千円は各事業セグメントに配分していない全社資産であります。
3. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉野 悟	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 35.0 間接 45.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)1	164,071	—	—
							当社賃貸借契約に対する債務被保証(注)2	12,502	—	—

(注) 1. 銀行借入に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

2. 賃貸借契約に対する債務保証の取引金額については、年間賃料を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉野 悟	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 35.0 間接 45.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)1	123,384	—	—
							当社賃貸借契約に対する債務被保証(注)2	13,151	—	—

(注) 1. 銀行借入に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

2. 賃貸借契約に対する債務保証の取引金額については、年間賃料を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
1株当たり純資産額	973.02	1,237.93
1株当たり当期純利益	333.64	264.90

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき1000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	66,728	52,980
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	66,728	52,980
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)

1. ストックオプション(新株予約権)の付与

当社は2021年1月29日開催の取締役会において、ストックオプションとして新株予約権の発行を決議いたしました。

なお、ストックオプションの内容については、「第5【発行者情報の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】(9)【ストックオプション制度の内容】」に記載しております。

2. 株式分割及び単元株式制度の採用について

2021年3月12日開催の取締役会により、2021年4月1日付で、株式分割を行う旨を決議するとともに、2021年4月19日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年4月19日付で1単元を100株とする単元株式制度を導入しております。

(1) 株式分割及び単元株式制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2021年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき1,000株の分割を行いました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 199,800株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 200,000株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 800,000株

⑤株式分割の効力発生日

2021年4月1日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	40,000	25,100	1.7	—
1年内返済予定の長期借入金	54,530	93,049	1.0	—
1年内返済予定のリース債務	2,188	2,188	—	—
長期借入金(1年内返済予定のものを除く)	154,212	394,077	1.0	2021年11月～ 2030年10月
リース債務(1年内返済予定のものを除く)	7,533	5,344	—	2021年11月～ 2024年9月
合計	258,464	519,759	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。  
 3. 長期借入金及びリース債務(1年内返済予定のものを除く)の連結決算日以降5年以内における1年の返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	91,560	81,957	63,732	36,008
リース債務	2,188	2,188	966	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。



(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

最近の財政状態及び経営成績の概要

2021年6月14日開催の取締役会において承認された第14期中間連結会計期間（2020年11月1日から2021年4月30日まで）の中間連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく中間監査は未了であり、中間監査報告書は受領しておりません。

【中間連結財務諸表】

① 中間連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当連結中間会計期間 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	329,485	403,774
完成工事未収入金	8,643	34,357
販売用不動産	388,163	413,235
仕掛販売用不動産	—	5,266
未成工事支出金	216,053	338,571
その他	50,497	35,645
流動資産合計	992,843	1,230,849
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	120,015	154,642
減価償却累計額	△27,926	△35,379
建物及び構築物(純額)	92,088	119,262
機械装置及び運搬具	21,472	26,237
減価償却累計額	△16,218	△17,425
機械装置及び運搬具(純額)	5,254	8,811
土地	69,200	50,005
リース資産	4,456	4,456
減価償却累計額	△1,547	△1,918
リース資産(純額)	2,909	2,537
建設仮勘定	31,406	15,923
工具、器具及び備品	8,718	9,834
減価償却累計額	△5,005	△5,668
工具、器具及び備品(純額)	3,713	4,165
有形固定資産合計	204,571	200,706
無形固定資産	8,088	15,024
投資その他の資産		
繰延税金資産	14,598	13,898
その他	71,136	81,948
投資その他の資産合計	85,735	95,846
固定資産合計	298,395	311,577
資産合計	1,291,238	1,542,427

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年10月31日)	当中間連結会計期間 (2021年4月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	195,477	272,156
短期借入金	25,100	29,900
1年内返済予定の長期借入金	93,049	103,777
リース債務	2,188	2,188
未払法人税等	11,538	33,200
未成工事受入金	178,349	263,543
賞与引当金	25,955	19,800
完成工事補償引当金	3,812	4,687
その他	85,070	49,834
流動負債合計	620,542	779,090
固定負債		
長期借入金	394,077	418,059
リース債務	5,344	4,254
資産除去債務	4,540	8,314
その他	19,148	18,724
固定負債合計	423,111	449,352
負債合計	1,043,653	1,228,442
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	237,585	303,984
株主資本合計	247,585	313,984
純資産合計	247,585	313,984
負債純資産合計	1,291,238	1,542,427

② 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
売上高	1,519,564
売上原価	1,165,029
売上総利益	354,535
販売費及び一般管理費	258,890
営業利益	95,644
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	1,710
違約金収入	2,727
その他	3,619
営業外収益合計	8,057
営業外費用	
支払利息	3,170
その他	4
営業外費用合計	3,174
経常利益	100,527
特別損失	
固定資産除却損	226
特別損失合計	226
税金等調整前中間純利益	100,300
法人税、住民税及び事業税	33,200
法人税等調整額	700
法人税等合計	33,901
中間純利益	66,399
親会社株主に帰属する中間純利益	66,399

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
中間純利益	66,399
中間包括利益	66,399
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	66,399
非支配株主に係る中間包括利益	—

③ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	100,300
減価償却費	11,663
賞与引当金の増減額(△は減少)	△6,155
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	875
受取利息及び受取配当金	△1
支払利息	3,170
違約金収入	△2,727
助成金収入	△1,710
固定資産除却損	226
売上債権の増減額(△は増加)	△25,714
たな卸資産の増減額(△は増加)	△98,172
仕入債務の増減額(△は減少)	76,679
未成工事受入金の増減額(△は減少)	85,193
その他	△22,819
小計	120,809
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△3,540
違約金受取額	2,727
助成金受取額	1,710
法人税等の支払額	△11,538
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,168
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△56,204
有形固定資産の売却による収入	500
無形固定資産の取得による支出	△9,035
保険積立金の積立による支出	△3,344
敷金及び保証金の差入による支出	△6,387
その他	648
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,824
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	4,800
長期借入れによる収入	255,000
長期借入金の返済による支出	△220,290
リース債務の返済による支出	△1,090
割賦債務の返済による支出	△474
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,945
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	74,288
現金及び現金同等物の期首残高	329,485

現金及び現金同等物の中間期末残高

---

403,774

---

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。



## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所 (注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URL： <a href="https://www.urban-like.co.jp">https://www.urban-like.co.jp</a>
株主に対する特典	なし

(注)1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定であります。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第三部 【特別情報】**

### **第1 【有価証券の様式】**

当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

### **第2 【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年5月7日	竹下隆司	熊本県荒尾市	当社の元取締役、特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社Jobs 代表社員 吉野悟	福岡県大牟田市笹原町1丁目54番地2	特別利害関係者等(大株主上位10位)	普通株式 90	9,000,000 (100,000) (注) 3	当事者間の事由による

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年11月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社グループの特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社グループの大株主上位10名
- (3) 当社グループの人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

3. 移動価格については、簿価純資産法を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第1回新株予約権
発行年月日	2021年2月1日
種類	第1回新株予約権
発行数	普通株式20株
発行価格	1,500,000円
資本組入額	750,000円
発行価格の総額	30,000,000円
資本組入額の総額	15,000,000円
発行方法	2021年1月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面による募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該に当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2020年10月31日であります。
  2. 株式の発行価格は、類似会社比準価額及び純資産価額の折衷法によっております。
  3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1,500円 (注) 4
行使期間	2023年1月30日から 2031年1月29日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第5発行者の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

4. 2021年3月12日の取締役会決議により、2021年4月1日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「行使時の払込金額」が調整されております。

### 2 【取得者の概況】

第1回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者と の関係
山瀬 倫生	熊本県荒尾市	会社役員	10	15,000,000 (1,500,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
川田 悟	福岡県大牟田市	会社役員	10	15,000,000 (1,500,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 2021年4月1日付で、普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが上記の発行数、発行価格及び資本組入額等については分割前の内容を記載しております

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
合同会社 Jobs (注2、4)	福岡県大牟田市笹原町1丁目54番地2	90,000	40.91
吉野 悟(注1、2)	福岡県大牟田市	70,000	31.82
竹下 隆司(注2)	熊本県荒尾市	20,000	9.09
山瀬 倫生(注2、3)	熊本県玉名市	20,000 (10,000)	9.09 (4.55)
川田 悟(注2、3)	福岡県大牟田市	20,000 (10,000)	9.09 (4.55)
計		220,000 (20,000)	100.00 (9.09)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)  
 2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
 3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)  
 4. 特別利害関係者等 (役員等により議決権の過半数が所有されている会社)  
 5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 6. 所有株式数の ( ) 内には新株予約権の付与数を表示しております。

# 独立監査人の監査報告書


2021年6月18日

株式会社アーバンライク  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
札幌事務所

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

堀 俊介 

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

堀口 佳孝 

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバンライクの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アーバンライク及び連結子会社の2020年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2019年10月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上